

施設基準・選定療養費等のお知らせ

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

指定医療機関：労災保険指定医療機関・難病指定医療機関・指定自立支援医療機関(精神通院)
身体障害者福祉法第15条指定医

【保険診療に関する掲示項目】

地方厚生(支)局長への届出事項

・当院は、以下の施設基準に適合し、届出を行っております。

◆神経学的検査

◆CT撮影及びMRI撮影
(当院ではMRI撮影のみ可)

◆脳血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)

◆運動器リハビリテーション料(Ⅰ)

◆ヘッドアップディスプレイ試験

◆電子的診療情報連携体制整備加算2

◆充実管理加算Ⅰ
(脂質異常症・高血圧症・糖尿病)

◆外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

【保険診療に関する掲示項目】（続き）



・電子的診療情報連携体制整備加算

オンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を整えています。また、電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスの導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用し診療を行っています。マイナ保険証利用率に応じた、より高度な電子連携体制を確保しています



・明細書発行体制等加算：明細書について

当院では領収証発行の際、個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。



・一般名処方加算：一般名での処方について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称）で処方する場合があります。



・夜間早朝等加算：

下記の時間帯に受付をされた場合は、診療時間内であっても、また予約診療であっても、「夜間・早朝等加算」（50点）の取り扱いとなりますので、ご了承ください。

平日	午後6時以降
土曜日	正午以降

【保険外診療に関する揭示項目】

保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等

- ・ 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものに関する事項

◆リハビリテーション

疾患別リハビリテーションの場合、標準算定日数を超えてリハビリを継続する場合、1ヵ月13単位までは保険適用ですが、それを超えると選定療養として以下の金額が自己負担となります。

理学療法・作業療法：2200円/1単位(20分)

◎自由診療の項目と料金

以下の診療は健康保険の対象外（自由診療）となり、全額自己負担となります。

- ・ 健康診断 3,300円～8,800円
- ・ 予防接種 4,400円～
- ・ 脳ドック 22,000円～
- ・ 自費リハビリテーション等

詳細は健康診断・予防接種・脳ドック等ページもご参照下さい。

その他の保険外負担

- ・ 診断書発行料 3,300～8,800円/通（税込）
- ・ 各種証明書 1,100円～6,600円/通（税込）